



感動のそばに、いつも。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下旅行契約といいます。)を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人包括旅行申込(お申込みの時期、ご利用便の空席状況によって運賃が変動します)適用の航空券を使用するコース(以下「航空運賃変動型プラン」といいます)を含みます。
 - (株)JTB(東京都港区)東区品川2-3-11観光光長官登録旅行業第64号)
 - (株)JTB沖縄(沖縄県那覇市旭町112観光光長官登録旅行業第1492号)
 - (株)JTBグローバルマーケティング&トラベル(東京都港区東品川2-3-11観光光長官登録旅行業第1723号)
 - (株)JTBビジネスイノベーション(東京都港区港南1-6-31観光光長官登録旅行業第1776号)
 - (株)JTBグローバル(東京都豊島区東池袋1-10-1住友友都緑駅前ビル9階観光光長官登録旅行業第1712号)
 - (株)JTBブランドツアー&サービス(東京都港区区神宮前5-7-20観光光長官登録旅行業第1747号)
 - (株)JTBグローバルソリューションズ(東京都江東区豊洲4-6-52観光光長官登録旅行業第1571号)
 - (株)JTBメディアアクト(東京都文京区小田町4-6-15名寄合部MPビル3階観光光長官登録旅行業第1867号)
 - (株)JTBコミュニケーションデザイン(東京都港区芝3-23-1東京都知事登録旅行業第2種7116号)
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供を受けることのできるように、手配し、旅程管理することを行います。
- (3)旅行契約の内容、条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、本旅行条件書に定める重要な事項は、当社旅行契約募集型企画旅行契約の約(以下「当社約款」といいます。))によります。当社約款ご希望の方は、当社にご請求ください。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は「受託販売権」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。))にて必要事項をお申し込みのうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れられます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2)①お客様は、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で又は契約が成立して3日以内にお申し込みを承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。
②お客様が旅行予約サイト上で予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社が予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認の上、申込金の支払いを行います。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
③お客様が、旅行予約サイト上で予約・決済を行う方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅行条件書が適用し、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約による契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることにより、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らその責任を負うものではありません。
- (7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

- 当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と契約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができなくなる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。ただし、航空運賃変動型プランについてはウェイティングの取扱いはありません。
- (1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認の上、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点で旅行契約は成立しております。また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
 - (2)当社らは、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 - (3)旅行契約は、当社らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとさせていただきます。
 - (4)当社らは、ウェイティング期間中に旅行契約の締結が承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
 - (5)当社らは、ウェイティング期間中に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要で、15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社が指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に当社らに特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約が成立後にこれらの状態になった場合も事前にお申し出ください)。あらかじめ当社らにご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。

- (7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置については伺いし、又は書面ですらをお申し出いただくことがあります。
- (8)当社が、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出の一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (9)当社は、本項(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断書又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。それにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (11)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表の取扱い

- (1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を、旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日の前日から指定する期日までに支払ういただきます。また、当社お客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、提携会社が提携カードを有する会員である場合は、お客様のカードがあるときは、提携会社のカードよりお客様の署名を無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを)を、又は第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定している追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。
- (2)本項(1)の定めにかかわらず、航空運賃変動型プランの旅行代金は、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いいただきます。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
 - (2)旅行代金は、各コースごとに表示していただきます。出発日ごと利用人数でご確認ください。
 - (3)旅行代金は、第3項(1)の「取消料」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の基礎となります。そのほか広告又はホームページに掲載する旅行代金に於ける「旅行代金」の計算法は、「旅行代金」又は「基本代金」として表示した金額「プラス」[追加代金として表示した金額]「マイナス」[割引代金として表示した金額]となります。
- ## 8. 旅行代金に含まれるもの
- (1)旅行代金は明示した運送機関の運賃、料金(注釈のないがざりエコノミークラス)、宿泊料金、食費、入場料・拝観料等及び消費税等諸税(一部注釈のあるコースにおける宿泊税を含みます)。
 - (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体旅行に必要な心付け。
 - (3)その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨を表示したものの、上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
 - (2)宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合は除きます)。
 - (3)クレジットカード、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - (4)ご希望のオプション参加したオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
 - (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)。
 - (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

- 第3項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます)
- (1)ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
 - (2)「食事なしプラン」等を基本とした「食事付プラン」等の差額代金。
 - (3)ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 - (4)その他ホームページ・パンフレット等で「××××クラス追加代金」「××××追加代金」と称する(希望座席のクラス変更に関する差額、ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けするホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他の当社の責任としない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため措置を講ずるときは、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切ありません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変動等により通常想定される程度を大幅に超え改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
 - (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めとご同行により、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (4)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断書又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に入支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行

われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したときにはその変更の場合を除き、当社による変更差額だけ旅行代金を変更します。

- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合は、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、お客様が所定の事項を記入し、(前項)の承諾を得たとき(既に航空券を発行している場合、別途再発行に関する費用を要する場合があります)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けられた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なおお客様は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・パンフレット等に記載の取消料を、ご参加のお客様から1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)当社の責任とされないローンの取扱いの事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が期日までに支払われなるときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の返料をいただきます。
- (4)お客様のご都合による出発日および出発時刻の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更(航空運賃変動型プランにない場合を除く)及び、利用する航空便のみの変更(機内サービスの変更を含みます)については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込みの営業時間内にお受けします。
 - ②当社は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りならず、b. その他12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき、c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき、d. 当社らがお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき、e. 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき、
- (2)当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いた戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額をお申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
- (2)当社の解除権
 - ①お客様の旅行日程に規定する期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の返料をお支払いいただきます。
 - ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。a. お客様が当社あらかじめ明示した性別、年齢、資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき、b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき、c. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき、d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある認められたとき、e. お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき、f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日曜日旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき、h. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生と連動して運送が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき、
- (3)当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いた戻しをいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - ②お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことができます。当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
 - ③お客様の旅行の場合において、お客様が旅行の安全かつ円滑な実施に関する事項を記載することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由による場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に入支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (2)当社の解除権
 - ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき、b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき、c. お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき、d. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の責任としない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき、
 - ②解除の効果及び払い戻し
本項(1)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供を除外して取消料、違約料その他の名目で払い戻し、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がこれまで提供を受けていな

